福岡県建築都市部公園街路課
平成２８年２月１５日制定
平成２８年３月１４日改正

福岡県が設置、管理する都市公園における無人航空機の飛行について

福岡県が設置、管理する都市公園（以下「都市公園」という。）における無人航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の飛行については、次のように取り扱います。

１　定義

無人航空機とは、人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものとする。（いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当。）ただし、機体本体の重量とバッテリーの重量の合計が２００グラム未満のもの（模型航空機）を除く。

２　都市公園の上空における無人航空機の飛行の規制の概要

（１）空港の制限表面の上空又は地表・水面から１５０ｍ以上の高さの空域の飛行

公園管理者の許可を要しない。

（２）地表又は水面から１５０ｍ未満の高さの空域（１５０ｍ未満の高さの空港の制限表面がある場合は、その制限表面より低い空域）の飛行

イ　次の目的で無人航空機を飛行させようとする者は、当該都市公園を管理する指定管理者から福岡県都市公園条例（昭和５２年福岡県条例第１２号。以下「条例」という。）第４条第１項ただし書の規定に基づく許可を受けなければならない。

業としての写真又は映画（動画をいう。以下同じ。）撮影、報道取材、警備、測量、環境調査、自然観測、インフラ点検・保守、事故・災害対応

ロ　その他の目的の無人航空機の飛行は、原則として条例第３条第２号（他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼす行為）に該当し、禁止する。

３　都市公園における無人航空機の飛行の許可の要件

（１）航空法の遵守

イ　人口集中地区（平成２２年の国勢調査の結果による人口集中地区。以下同じ。）の上空の飛行は、航空法第１３２条ただし書きの国土交通大臣の許可を得ていなければならない。

（イ）人口集中地区の都市公園

東公園、西公園、大濠公園、名島運動公園、天神中央公園及び春日公園の全域並びに中央公園の野球場及び体育館（駐車場含む）以南の区域

（ロ）人口集中地区外の都市公園

筑豊緑地及び筑後広域公園の全域並びに中央公園の上記以外の区域

ロ　航空法第１３２条の２に定められた飛行の方法によらない飛行

（イ）次の飛行は、航空法第１３２条の２ただし書きの国土交通大臣の承認を得ていなければならない。

・夜間（日没から日出まで）の飛行
・機材と周囲の状況を目視により常時監視できない状態での飛行
・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間の距離が３０ｍ未満となる飛行

（ロ）次の飛行は、国土交通大臣の承認及び催しの主催者の同意を得ていなければならない。

・祭礼、縁日、展示会その他多数のものの集合する催しが行われている場所の上空の飛行

（ハ）次の飛行は、国土交通大臣の承認を得ていても許可しない。

・爆発物など危険物の輸送

・無人航空機からの物の投下

（２）無人航空機の種類、機能及び性能

飛行させる無人航空機は、次に掲げる条件を満たすものであること。

・複数の回転翼を有し、安定性が高いマルチコプタータイプであること。

・最大離陸重量が２５ｋｇ未満であること。

・物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。

（例）プロペラガード、衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用またはカバーの装着

・当該無人航空機を使用する飛行について、航空法第１３２条ただし書きの許可又は同法第１３２条の２ただし書きの承認（以下「国の許可・承認」という。）を得ているか、そうでない場合は、国土交通省航空局のホームページに「実際に許可・承認を行った事例」として掲載されたものと同一の機種であること。改造を施したものについては、国の許可・承認を受けたもの以外は認めない。

（３）無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成２７年１１月１７日国空航第６８４号、国空機第９２３号。以下「国審査要領」という。）４－２の基準を満たすこと。

※当該飛行について国の許可・承認を要しない場合は、公園管理者において国審査要領４－２の基準を満たしているか確認するので、国審査要領様式３を提出すること。

（４）無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

イ　申請者は法人であること。

ロ　飛行させようとする経路及びその周辺を事前に確認し、適切な飛行経路を特定していること。

・原則として樹木や池の上空等、第三者の上空を飛行しない経路とし、園路、広場の上空の飛行は必要最小限とすること。

・池の上であっても、貸ボート供用区域（供用期間中）や野鳥が多く飛来する時期等は許可しない。

・飛行予定時間はバッテリー性能が考慮されていること。

ハ　離着陸及び操縦を行う位置は、操縦への支障や離着陸時の事故の防止、公園の一般利用への支障について充分考慮して設定されていること。

ニ　飛行する日及び時間帯は、来園者が少ない日、時間帯であること。

ホ　飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う補助者を配置すること。

ヘ　飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

ト　無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失等の非常時の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。

チ　第三者賠償責任保険に加入していること。

（5）その他の要件
次の事項を遵守すること。
・第三者に対する危害を防止するため、原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。
・飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況（バッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）及び飛行経路（第三者の立入の有無）について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。
・取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には飛行を中止すること。
・酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
・飛行目的によりやむを得ない場合を除き、飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わないこと。
・不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。
・物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。業務上の理由等によりやむを得ずこれらの行為を行う場合には、必要な安全上の措置を講じること。
・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、速やかに公園管理事務所に報告すること。
・都市公園の施設を損傷した場合は、公園管理者の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償する。
・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書の原本又は写しを携行すること。

4　申請方法
（1）申請書類
イ　必ず提出するもの
・公園内行為許可申請書
・飛行経路図
・飛行させる無人航空機に係る資料
ロ　必要に応じて提出するもの
・国の許可・承認に係る申請書（国審査要領様式1）及び許可・承認書の写し
国の許可・承認を要する飛行の場合に提出してください。
申請書の添付書類は必要ありません。
・無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（国審査要領様式3）
国の許可・承認を要しない飛行の場合に提出してください。
・催しの主催者の同意書
催しが行われる場所の上空を飛行する場合に提出してください。

（2）提出先
飛行しようとする都市公園の管理事務所に持参してください。

※事前に、次の電話番号にご連絡ください。

東公園	092−409−0597
西公園、大濠公園（大濠公園能楽堂を除く）	092−741−2004
大濠公園能楽堂	092−715−2155
名島運動公園	092−681−1278
天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く）	092−716−6730
旧福岡県公会堂貴賓館	092−791−9415
中央公園	093−881−1449

筑豊緑地	０９４８－８２－１０２３
春日公園	０９２－５９２－０５４４
筑後広域公園（九州芸文館を除く）	０９４２－５３－４６００
九州芸文館	０９４２－５２－６４３５

５　使用料

業としての写真又は映画の撮影の場合、条例別表第１の３に掲げる使用料が必要となりますので、飛行の許可をした管理事務所が指定する方法により納付してください。

【使用料の額】

・業として写真を撮影するもの	１月以内	１，９４０円／件
・業として映画を撮影するもの	１４日以内	６，５１０円／件
	１５日以上１月以内	１３，０３０円／件

６　適用

この取扱いは、平成２８年３月１日（火）以降に申請を受け付けるものについて適用します。

福岡県が設置・管理する都市公園における無人航空機の飛行に関する規制の概要

1 飛行の空域に関する規制

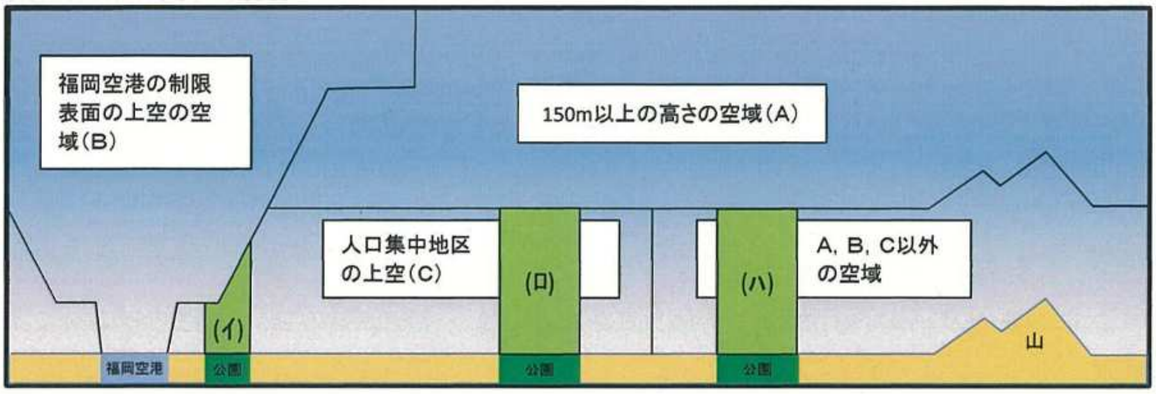

空域	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制
(A)150m以上の高さの空域	安全性を確保し、国土交通大臣の許可を受けた場合は飛行可能	公園管理者の許可を要しない
(B)福岡空港の制限表面の上空の空域		公園管理者の許可を要しない
(C)人口集中地区の上空		(イ)(ロ)の空域 国土交通大臣の許可及び公園管理者の許可を受けた場合は飛行可能
A, B, C以外の空域	飛行可能	(ハ)の空域 公園管理者の許可を受けた場合は飛行可能

(イ)東公園、西公園、大濠公園、名島運動公園、天神中央公園及び春日公園の全域
※これらの都市公園上空の制限表面の高さは、
「福岡空港高さ制限回答システム」(https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/)でご確認ください。
(ロ)中央公園の野球場及び体育館以南の区域
(ハ)筑豊緑地及び筑後広域公園の全域並びに中央公園の上記以外の区域

2 飛行の方法に関する規制

飛行の方法	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制
夜間飛行	安全性を確保し、国土交通大臣の承認を受けた場合は可能	国土交通大臣の承認を受けた場合は可能
目視外飛行		
30m未満の飛行		
催しの上空飛行		国土交通大臣の承認及び催しの主催者の同意があるときは可能
危険物輸送		国土交通大臣の承認を受けていても不可
物件投下		

3 その他の規制

	航空法による規制	県営都市公園の上空の規制
無人航空機の機能及び性能	国土交通大臣の許可又は承認を得るためには、一定の基準を満たす必要がある。	最大離陸重量25kg未満のマルチコプター以外は許可しない。 国の許可・承認がない場合は、国土交通省航空局が実際に許可・承認を行った事例として公表したものと同一の機種以外は許可しない。
飛行の目的	飛行の目的は問わない。	業としての写真・映像撮影、報道取材、事故・災害対応等に限り許可し、宅配、趣味等は許可しない。

※航空法による規制については、国土交通省のホームページで正確な内容をご確認ください。

無人航空機の飛行に係る航空法の規制と県営都市公園の規制の対比

航空法上の取扱い	県営都市公園における取扱い

制度の概要

航空法上の取扱い	県営都市公園における取扱い
飛行の方法(次のルール外の飛行は国土交通大臣の承認が必要)	
・日中(日出から日没まで)に飛行させること	国の承認があるときに限り、認める。
・機材と周囲の状況を目視により常時監視	国の承認があるときに限り、認める。
・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行すること	国の承認があるときに限り、認める。
・祭礼、縁日、展示会その他多数のものの集合する催しが行われている場所の上空以外を飛行	国の承認及び催しの主催者の了解があるときに限り、認める。
・爆発物など危険物を輸送しないこと	国の承認があっても禁止。
・無人航空機から物を投下しないこと	国の承認があっても禁止。
飛行に国土交通大臣の許可を要する区域	
・空港の制限表面の上空	公園管理者としての規制はしない。(国の許可があれば飛行可)
・150m以上の上空	公園管理者としての規制はしない。(国の許可があれば飛行可)
・人口集中地区	国の許可の要否に係らず、公園管理者への申請、許可が必要。
	人口集中地区(国の許可が必要)　人口集中地区外(国の許可不要) 東・西・大濠・名島・天神・春日の全域、中央の野球場・体育館以南　中央の池田分等、筑豊、筑後

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(H27.11.17航空局長制定)

航空法上の取扱い	県営都市公園における取扱い
(申請者に係る規制なし)	申請者は法人であること。
(飛行の目的による規制なし)	次の目的に飛行に限り許可し、趣味や宅配目的の飛行は許可しない。
	業としての写真・映像撮影、報道取材、測量、環境調査、自然観測、警備、インフラ保守・点検、事故・災害対応 を目的としたものに限り許可する。
4 許可等に係る基本的な基準	
4－1 無人航空機の機能及び性能	マルチコプター以外は認めない。
4－1－1 全ての無人航空機	国の許可・承認がない場合は、航空局HPに許可・承認内容として掲載された機種のみ認める。
・鋭利な突起物がない	改造している場合、国の許可・承認がなければ許可しない。
・位置・向きが視認できる灯火又は表示等	
・操縦者が燃料・バッテリーの状態を確認できる	
・遠隔操作の場合の追加基準(省略)	
・自動操縦の場合の追加基準(省略)	
4－1－2 最大離陸重量25kg以上の無人航空機	※25kg以上の機材の飛行は許可しないので、この水準は求めない。
・堅牢性、耐久性、通信関係、モーター等の要件、飛行諸元の記録機能、フェールセーフ機能	
4－2 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力	国の許可・承認がない場合、国の様式により確認する。
・飛行経歴10時間以上	
・関係法令、安全飛行に関する知識	
飛行ルール、気象、航空機の安全機能、点検項目、自動システムの構造等	
・能力	
周囲の安全確認、バッテリーの残量確認、通信系統の動作確認、遠隔操作の場合GPS機能を使わずに安定した操縦ができる、自動操縦の場合飛行経路設定・不具合時に安全に着陸できる	
4－3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	
4－3－1 次の事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること	
(1)原則として第三者の上空飛行は禁止	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても飛行経路を確認する
(2)飛行前に気象、機体状況及び飛行経路の安全確認	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(3)突風が発生するなど不測の事態発生時は即時に飛行中止すること	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(4)航空機に接近しない	※航空機が飛行する高度の飛行は規制しないので公園管理者としては問わない。
(5)飲酒等により正常な操縦が出来ないおそれがある間は飛行させない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(6)やむを得ない場合を除き、危険を生じる恐れのある区域の上空での飛行を行わない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(7)迷惑行為(無用の低空飛行、高調音を発する飛行、急降下等)を行わない	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(8)物件の吊り下げ・曳航は行わない。やむを得ず行う場合は必要な安全措置を講ずる	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。
(9)定期的な機体の点検・整備、整備記録の作成	※公園の安全確保との関係性が低いため、公園管理者としては問わない。
(10)飛行記録の作成	※公園の安全確保との関係性が低いため、公園管理者としては問わない。
(11)事故発生時に国に報告	公園管理者への報告も義務付ける
(12)人の死傷、物件の損傷、機体紛失、航空機との接触・接近事案の非常時の対応及び連絡体制	国の許可・承認の有無に関わらず、公園管理者としても確認する。 第三者賠償責任保険への加入、公園の施設を損傷した場合の原状回復・損害賠償、墜落した機材の回収も要件とする。
(13)飛行の際、許可書や承認書の原本又は写しを携行	公園管理者からの許可書の携行を義務付ける
4－3－2 飛行マニュアルの作成(省略)	※公園の安全確保との関係性が低いため、公園管理者としては問わない。
5 飛行形態に応じた追加基準	
5－1 制限表面の上空又は150m以上の高さの飛行に係る追加基準(省略)	※制限表面上空及び150m以上の高さの飛行は規制しないので、この水準は求めない。
5－2 人口集中地区の上空の飛行に係る追加基準	
(1)第三者の上空を飛行しない場合	
a)機体が物件に接触した場合の危害軽減策(プロペラガード等)	国許可済であればOK　人口集中地区と同様に確認する
b)操縦者は意図した経路を維持しながら飛行できること	国許可済であればOK　人口集中地区と同様に確認する
c)第三者の上空を飛行させないための体制	
・適切な経路を事前に特定	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても飛行経路を確認する
・飛行経路全体を見渡せる位置に飛行状況・気象状況を常に監視できる補助者を配置	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても補助者の配置計画を確認する
・飛行経路の直下周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者を配置	国の許可の有無に関わらず、公園管理者としても補助者の配置計画を確認する
(2)第三者の上空を飛行する場合(最大離陸重量25kg未満)	
a)機体の基準	※第三者の上空の飛行は許可しないので、この水準は求めない。 (催しの上空の飛行であって第三者の上空を飛行する場合については、5－6の基準(5－2と同じ内容)の取扱いを参照)
ア)飛行の継続が困難となった場合に直ちに落下することのない安全機能	
(例)バッテリーの並列化等、GPSが機能しなくなっても直ちに落下しない機能、不測の事態発生時のためのパラシュート等	
イ)飛行区域を限定させる機能	
ウ)第三者に接触した場合の危害軽減策(プロペラガード等)	
b)操縦者の能力	
意図した経路を維持して飛行できる、不測の事態の際に安全に着陸できる、過去90日間に1時間以上の飛行経験	
c)安全を確保するために必要な体制	
現場の事前確認、気象状況の変化を監視できる補助者の配置、第三者に上空の飛行の注意喚起をする補助者の配置、不測の事態発生時に第三者の避難誘導をする補助者の配	
(3)第三者の上空を25kg以上の機材を飛行させる場合	※25kg以上の機材の飛行は許可しないので、この水準は求めない。
a)航空機に相当する耐空性能	
b)操縦者の能力((2)b)と同じ)	
c)安全を確保するために必要な体制((2)c)と同じ)	
5－3 夜間飛行に係る追加基準	夜間飛行について国承認済であれば許可する。
5－4 目視外飛行に係る追加基準	目視外飛行について国承認済であれば許可する。
5－5 地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行に係る追加基準	30m以内の飛行について国承認済であれば許可する。
5－6 多数の者が集合する催し場所の上空の飛行に係る追加基準	催し場所の上空の飛行について国承認済かつ主催者同意済であれば許可する。(25kg以上の機材は不可)
5－7 危険物の輸送に係る追加基準	※公園の安全確保のため、許可しないので、この水準は求めない。
5－8 物件投下に係る追加基準	※公園の安全確保のため、許可しないので、この水準は求めない。